

こうした評価が可能である一方、著者の議論は1つの大きな問題を含んでいる。準権威主義体制システム外の要素たる国際的要因に対する考慮が不足している点である。著者は西洋諸国からの民主化圧力は準権威主義体制の行動を制約する1つの条件として認めているものの、分析の俎上には載せていない。著者はこれを体制を取り巻く社会的文脈という言葉で片づけてしまっている。こうした扱いは妥当なものといえるだろうか。

アラブ諸国の政治は国際政治と密接にリンクしており、準権威主義体制の行動もそれに規定されるところが少なくない。例えば、2006年1月のハマースのパレスチナ評議会選挙における勝利は国際ドナーからの援助をストップさせたが、これがハマースに与えたダメージは準権威主義体制の弾圧と比べて取るに足らないものと考えるのは果たして妥当だろうか。少なくとも、もし国際ドナーからの援助が続いていたら、という問いを立てて論ずるならば、別な可能性があったことが十分に推測できる。また、キリスト教民主主義や社会民主主義運動とイスラーム主義運動のアナロジーの限界はここに存する。元来の社会運動としての共通性はあるとはいえ、19～20世紀の西洋諸国と20～21世紀の非先進国とでは、国家の性質の差異が大きい。暗黙のうちに西洋先進諸国の社会的条件を前提としてそれを非先進諸国に当てはめるという手法は、ともすればある種のオリエンタリズムの再現となりかねない。地域研究の知見を活かしつつ、より精緻な政治学的議論の構築が必要であろう。

(渡邊 駿 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科)

---

**Azoulay, Ariella. and Adi Ophir. (Translated by Tal Haran.) 2013. *The One-State Condition: Occupation and Democracy in Israel / Palestine*. Stanford: Stanford University Press. viii+316pp.**

パレスチナ問題をめぐる国際世論の動向は、長きに渡って、イスラエルと独立パレスチナ国家が共存する二国家解決案(Two-State Solution)を軸として展開してきた。研究においても、そのことを前提として、より公正な二国家解決案はどのように形成しうるか、あるいはそれに至る交渉はどのような内実を持つのかといったことをめぐり、理論的、実証的な研究が行われてきた。その一方で、パレスチナ／イスラエルの現場においては、二国家解決案の実現性は年を追うごとに狭隘化している現実がある。近年この現実を直視しようとする研究が現れ始めた。本書はそのような著作の中でも、とりわけ衝撃的な実態を私たちの眼前に示すものである。

本書は、アリエラ・アズーリーとアディ・オフィルによる共著である。アズーリーはテルアビブ大学・ミネルヴァ人文科学センターにて、写真や映画などの映像表現を通じた市民社会の構築について研究しており、オフィルは、テルアビブ大学にて哲学および政治理論などの教鞭を執る教授である。本書は2008年にヘブライ語で出版された書籍の三分の一を英訳した上で、内容を一部修正し、出版された。

本書は序章、終章を含む全10章で構成されており、三つのパートに分割されている。第一部「占領体制の略史」では、ヨルダン川西岸地区(以下西岸地区)、ガザ地区という占領地に対するイスラエルの政策の歴史的展開について包括的な分析が行われている。次に、第二部「非市民の統治」では、暴力や権力などを分析軸としてイスラエルによる占領政策に関する構造的な考察が行われている。そして第三部「イスラエル体制」では、それまでの議論を踏まえ、政治学的な分析枠組

みを用いながら、イスラエルと占領地をあわせた「イスラエル体制」の構造を明らかにする試みがなされている。以下で、各章の内容について概観する。

著者は、序章において本書全体に通底する理念を提示している。それは、イスラエル市民を統治しているイスラエル政府は、西岸地区、ガザ地区を支配する占領政府の機能を含み込んでおり、イスラエルと占領地への統治を分離して捉えるべきではないという考え方である。著者はこれに関して次のように言及している。「占領の開始からほぼ半世紀が経過した現在でも、ほぼすべての人々が—法的・学問的言説のみならず、日常的な政治的言説においても—占領地への支配は一時的な統治であるという言及を続けており、それはイスラエルの体制の一つの要素ではなく、偶発的な情勢であるとしている」(p. 12)。しかし実際には、1967年以降続けられてきた占領政策は、占領地の生活のみならず、イスラエルにおける市民生活をも変質させてきたと著者は指摘している。さらに、兵士や入植者、政府の公人のみならず、一般のイスラエル人も、イスラエル政府による占領政策の再生産・持続に加担しているのである。占領地におけるイスラエルの政策は、そこに生きるパレスチナ人だけの問題ではなく、著者自身を含むイスラエル市民の問題であるという主張は本書の随所に見られ、議論の全体を通底するテーマとなっている。

また、占領政策の開始以降、パレスチナ／イスラエルにおいて人々を分離している三つの要素が提示される。第一は、ユダヤ人／アラブ人、第二は市民／非市民、第三は領土的区分である。著者はこれらの区分の中でも、最も根本的な差異を生むのは、市民／非市民の区分であるとしている。占領政策を受けているパレスチナ人は、自らの要求を占領政府であるイスラエルに提示するチャンネルを有していないため、「非合法的に」抵抗する以外の手段を持つことは出来ず、これらの抵抗がイスラエル政府による弾圧の口実となってきたと著者は述べている。さらに、このような市民／非市民の区分の上にイスラエルの民主主義は成り立っており、イスラエルの市民権は、パレスチナ人の市民権を否定することの上に構築されている。著者はこのような構造がイスラエルの民主主義の限界を示していると述べている。この点も本書全体を貫く著者の主張である。

第一章「最初の10年」では、占領の開始から10年間の占領地における法的・経済的状况やイスラエルによる植民地化政策などについて述べられている。

イスラエルによる占領が開始された当初、占領政策を実行する行政機関が大きな権力を持ち、法的機関の機能はそれほど果たされていなかった。「あらゆる法的システム(立法、法規則、布告、現行の規則を停止・無効にする際の法的認可、軍事法廷、領土の割当、行政拘束、高等法廷における陳情など)は、統治機構に従属させられていた」(p. 59)のである。そしてこれらの法的正当性の軽視は、すべて「安全保障」の一言で済まされるような状況であったとされる。このように、「安全保障」の言葉のもとで、あらゆる政策が正当化され、法的に追認されていくという状況は現在まで続く占領政策の特徴の一つである。

また、占領の開始以降、イスラエル経済へのパレスチナ人の取り込みが進行したため、パレスチナ人の経済状況は統計の上では向上しているように見えた。しかし実際には、イスラエルがパレスチナ人を安価な労働力として用いることで従属化が進行し、西岸地区、ガザ地区内の自律的な経済が育まれず、パレスチナ人は低開発の状態に置かれていた。

さらに、このような経済政策と軌を一にして進められたイスラエルによる植民地化政策は、入植地拡大のための家屋の破壊や土地の接収などの形で行われた。これは戦時に、家や土地を一時的に離れたパレスチナ人の財産を国有化し、イスラエルが没収することを認めた不在者財産法などの法律によって、「合法的」に進められ、接収された土地は主として入植者の安全を守るための軍事施

設として用いられた。

第二章「次の10年」では、第一章で考察されたような占領政策が加速し、可視化された期間として、1970年代後半からインティファダ(民衆蜂起)の発生までが扱われている。

1970年代後半の占領政策に変化をもたらしたのは、1977年に成立したメナヒム・ベギン率いるリクード党政権である。特に、占領の開始当初から行われていた土地の接収や家屋の破壊などによる入植地の建設がさらに拡大するとともに、労働党政権が避けてきた人口密集地への入植活動を展開したことがこの時期の大きな変化の一つであった。

そして、「最初の10年」から持続してきた従属的な経済状況の帰結として、著者はパレスチナ社会の変容を扱っている。その要因は、第一に、イスラエル経済に取り込まれたパレスチナ人の若者が家族生活を支える主要な担い手となり、被占領地における社会的な地位を向上させ、伝統的な家族のヒエラルキーを変質させたことである。第二は、第一の要因に伴い、女性の地位が向上し、ナショナルな運動においても女性の参加が承認されるようになったことで、あらゆる社会階層が政治運動に参加する状況が作り出されたことである。このように、伝統的な社会階層に代わり、新しい指導者層が被占領地の内部で台頭していった。これに対してイスラエル政府は、抵抗運動がナショナルな規模へと展開することを阻止するため、地域委員会として村落連盟を組織し、パレスチナ人の保守層を動員した。「最初の10年」においては被占領地の知事の多くが占領政府と良好な関係を有する保守層の人々であったが、上記のような社会変容を反映する形で、「次の10年」においては、PLOを支持する改革派へと変わっていった。

第三章「反乱・分離・従属」では、1987年のインティファダからオスロ合意によって進められた和平プロセスの期間(オスロ期)におけるイスラエル政府とパレスチナ人の関係を、「反乱」「分離」「従属」をキーワードとして分析している。

まず「反乱」については、「次の10年」におけるリクード政権の占領政策の強化によって、占領政策が一時的なものであるという希望が打ち消されたことで、パレスチナ人の抵抗運動が暴力を伴わざるをえなくなり、1987年のインティファダが勃発したと分析している。この蜂起では、「次の10年」において進行していたパレスチナ社会の変容、すなわち若年層の政治指導者の台頭が明確なものとなり、それまで伝統的な社会ヒエラルキーの中で保守的な層に限定されていた政治活動が「民主化」されたとも言われる。

次に「分離」については、二つの形式の分離が指摘される。第一はイスラエルと占領地の地理的な分離、第二は市民と非市民のあいだの法的・行政的分離である。第一の地理的分離は、占領地が1995年のパレスチナ自治拡大協定(オスロⅡ)において、占領地がA、B、Cの三つの地区に分けられたことや、オスロ合意後の和平交渉の最中にも続行されていた入植地建設やそれに伴って建設されたバイパス道路などによるパレスチナ社会の分断などが挙げられる。そして第二の市民／非市民の「分離」は「従属」と表裏一体であり、前者はイスラエルによる占領政策の原因、後者はその帰結であるとされる。まず、市民／非市民の「分離」は、占領地に住む入植者とパレスチナ人の差異を強調するため、両者に異なるインフラ網、行政システムを適用するという形をとった。そして「従属」は、このような「分離」を可能にするための方策として、非市民であるパレスチナ人を布告や法規制、軍事作戦などによって服従させることであった。このような「分離」「従属」という二つの相反する政策は、法的・軍事的な手段を用いて、イスラエルの独断で展開され、パレスチナ人の日常生活にも大きな影響を与えた。

第四章「暴力の秩序」では、1987年のインティファダ以降、断続的に発生している暴力の応

酬という状況に対して、二種類の暴力を分析概念として提示し、特に法システムとの関係に注目した議論を行っている。

著者は、イスラエルによって用いられる暴力を「抑制された暴力」と「爆発的な暴力」に分け、前者は占領を継続する中で、パレスチナ人の生活の管理のために日常的に行われる暴力を一般的に指し、後者は2000年からのアクサー・インティファダに対する弾圧や2008、2009年のガザ侵攻の際に行われた暴力を指している。近年では、大規模な暴力による抑圧的政策がより大きな暴力による反応を生むという考えから、イスラエルによる占領政策は「抑制された暴力」が中心となり、「爆発的な暴力」はそれほど用いられない状況にあると指摘する。むしろ、イスラエルの占領政策における「抑制された暴力」の割合が高まることで、潜在的な暴力が顕在化し続け、パレスチナ人の抵抗運動を阻止する働きがあるとされる。すなわち、「抑制された暴力」の存在は、特定の達成されるべき目標に向けられた「爆発的な暴力」の途上として捉えられるべきではなく、「爆発」するかどうかとも定かではない状態で潜在的な暴力として存在させることに意味があるのである。

そしてこれら二つの暴力が用いられる中で、占領地における法制度は支配のための有効な手段ではなかったとされるが、それはパレスチナ人がその法制度の正当性を認めていなかっただけでなく、イスラエルの体制がしばしば法を停止させ、無効にしてきことが原因であった。著者は、そのような意味で、今日まで西岸地区、ガザ地区ともに無法状態であったことはなく、イスラエルの体制が法そのものを頻繁に変更し、無効化してきたことで、法律が機能不全に陥ってきたとしている。法制度が暴力の行使をなんらかの形で規制するような効力を有しているわけではなく、むしろ「法律は「抑制された暴力」を実行するための手段の一つであった」(p.153)という著者の指摘は鋭い。

第五章「ガザ放棄」では、西岸地区と異なり、占領政策が公的に終了したガザ地区を扱い、パレスチナ人の管理を目的とした「抑制された暴力」が存在しない状況下での暴力と社会経済的状况について論じられている。

第一に、イスラエルのガザ地区撤退によってもたらされたのは、以下のような状況である。すなわち、ガザ地区に対する占領を公式に放棄しながらも、テロ行為を目論んでいるとされる人々に対する「標的殺害」がしばしば行われるようになった。このようなガザ地区におけるパレスチナ人の状況を、著者はジョルジオ・アガンベンのいうホモ・サケルとして、すなわち法的秩序によって生存が担保されず、その人物に対する殺人が罰せられないような人物として考察する。しかし、著者はアガンベンのホモ・サケルの議論を援用しながらも、パレスチナ人を消極的な犠牲者として描くべきではないと言及している。パレスチナ人にそのような状況をもたらしたのは、消極的な無抵抗ではなく、活発で根気強く、しばしば苦痛を伴うようなパレスチナ人の抵抗運動であった点に言及している。

第二に、イスラエルのガザ地区撤退によってもたらされたのは、パレスチナ人の人道的な危機であった。イスラエルは、ガザ地区を地上のみならず、海や空からも、ガザ地区の人・モノの出入りや移動を管理するようになっていた。著者によれば、アクサー・インティファダ以前は、一日に1700台のトラックが検問所を通過し、パレスチナ人に物資を提供していたが、インティファダの後期からは350台にまで低下したとされる。そして、ガザ地区撤退以降は、パレスチナ人の生活援助のためにトラック400台分の物資が必要であるにも関わらず、一日に150～200台のトラックしか入ることができなかった。このように、イスラエルはガザ地区のあらゆる関門を管理し、周囲の世界から分離させることでパレスチナ人の日常生活を人道的な危機に陥らせ、ガザ地区内の生存基盤を掘り崩していった。

このように本章では、第四章において考察された「抑制された暴力」のような象徴的・潜在的な暴力と対比して、ガザ地区に対する直接的な暴力行為と、封鎖による人道危機について分析しており、前章とあわせて、占領政策における暴力について包括的な分析を行うことに成功している。

第六章「概念図」では、占領政府としての機能を含み込んだイスラエル政府を分析するために必要な政治学的な概念整理が行われており、「統治機構」や「国家」「体制」などについて議論が展開されている。

本章の中で、著者が特に大きなテーマとしているのは「政治空間」の問題である。政治空間は政府の側から見ればレジティマシーの源であり、被支配者の側から見れば、権力者の横暴から自らを守る決定的な要素であるとされる。そして政治空間において統治権力と被支配者は、相互に関連しながらも別々の二つの領域に分かれているとされる。第一は、被支配という領域であり、第二は権力分有の領域として、ガバナンスに参加する領域である。そして、このような二つの領域は、政府から保護される特定の集団や、また権力の大きな分け前を享受する集団などを形成する。このような構造はあらゆる政治体制を理解するために必要とされるが、特にイスラエルの体制においては、市民／非市民の間の政治空間に圧倒的な差異が存在することから、このような視点は欠かすことの出来ない要素である。著者はこの点に関し、「イスラエルの占領政策を、独立したプロジェクトとしてではなく、むしろ一つの体制として捉え、統治権力の仕事としてではなく、奇妙な特徴を有した政治的支配のシステムとして捉えるべきである」(p.201)と述べている。

第七章「構造的隔離と国家プロジェクト」では、前章で提示された被支配の領域、権力分有の領域という分離に加え、エスニシティ・国籍・地理などの区分を考慮に入れた分析が行われ、それを前提としたイスラエル国家による様々な政策を国家プロジェクトとして考察している。

イスラエルと被占領地には、様々な区分が存在するが、イスラエル領内と占領地内で、重要となる区分は異なっている。イスラエル領内では、兵役やその他の法的な待遇において差はあるものの、アラブ系住民にもユダヤ系と同じ市民権が認められている。しかし占領地内においては、非市民であるパレスチナ人にとって、市民／非市民の区分よりも地理的な区分が大きく作用する。東エルサレムやガザ地区、西岸地区北部・南部など居住地域によってパレスチナ人の生活状況は大きく異なっているため、地理的区分が決定的なのである。しかし、イスラエルと占領地を共通の一つの場として考察する場合に、はじめに国籍・エスニシティによる区分が行われ、次に市民／非市民という区分がなされる点が重要である。この区分は占領地においては非常に明確な形で行われるが、それはユダヤ／非ユダヤというエスニシティの区分と市民／非市民の区分が一致する。このような状況に対して、著者は「占領地のパレスチナ人が非ユダヤ、非市民という二重の排除を受けていることは、〔イスラエル政府・占領政府という〕二つの体制の構造的な特徴の一つであるだけでなく、終わることなく進行するプロジェクトでもある」(p.208, 括弧内は評者の補足)と断じている。

この観点から、著者はイスラエルの国家プロジェクトについて歴史的段階があるとしている。まず1948年の建国時におけるプロジェクトは、第一に、出来る限り多くのアラブ人を排除し、ユダヤ人の多数派状態を確立することであり、第二に、広大な土地を確保し、アラブ人の存在を消滅させていくことであり、第三に、物理的にも象徴的にもパレスチナ人の存在を無くすことであった。そして、これらのプロジェクトの転換点として、1967年の第三次中東戦争が挙げられている。そこでは、「植民地化プロジェクト」と「多数派化プロジェクト」の二つが展開された。前者はパレスチナ人を排除し、ユダヤ系住民との分離を進める政策であり、後者は外部者であるパレスチナ人の領土へのユダヤ人領土の拡大政策であったが、両者はそれぞれ人口的課題、領土的課題の達成

を目指していた。そして、これら二つのプロジェクトと同時進行で、現在まで続けられているプロジェクトとして「自由主義プロジェクト」が挙げられている。このプロジェクトは、イスラエルが自由主義的な経済システムに移行していくことに平行して、占領地のパレスチナ人を安価な労働力としてイスラエル経済の取り込む政策である。それに加え、技術大国であるイスラエルが開発した最新のハイテク技術は占領地のパレスチナ人を監視し、管理するためのツールとして用いられ、被占領地は新製品の実験場と化していた。

次に第八章「市民のリクルート」では、前章の国家プロジェクトのような形で、占領地における統治機構とイスラエルの市民的体制が相互に影響を及ぼし合っている点を指摘した上で、そのような二重の要素を含んだ体制をイスラエル市民が存続させているという実態について考察されている。

まず、著者はイスラエル市民の「民主的政治ハビトゥス」が、占領政策の一翼を担っていると指摘している。このような「民主的政治ハビトゥス」が形成される契機は、徴兵制を通じた社会化であり、特に安全保障に関わる諸機関がユダヤ人に限定され、アラブ系市民との差異が明確化されていることが大きな要因である。すなわち、イスラエルの民主主義が意味するのは、アラブ系住民を排除した民主主義としての「民主的政治ハビトゥス」がイスラエル社会に存在し、それがイスラエルの占領政策を下支えしている。このような形での占領政策へのリクルートは、占領を必要悪として捉えさせ、現行のイスラエルにおけるユダヤ人の地位やイスラエルの存在そのものを維持するためには、他の手段が存在しないようにみせかけることが出来る状況を作り出している。

本章における著者の主張は非常に明白である。それは占領政策を実行する占領政府と、イスラエル市民を統治する政府の二つが一つの政治的な単位となっており、イスラエル市民が感じている自国への民主的なイメージの実態は、占領地におけるパレスチナ人に対する政策を無視した上で成り立つ「エスニック・デモクラシー」であるということである。

終章「新たな体制に向かって」では、これまでの議論を総括するとともに、「想像」という言葉が頻繁に用いられ、理想的なパレスチナ／イスラエル紛争の解決策が提示される。

特に、著者は現在のイスラエル領と被占領地を併せた歴史的パレスチナにおいて、市民的価値観に根ざしたリベラル・デモクラシーが達成されることが理想の和平の形であると述べている。これらの路線に従って言及される著者の和平への「想像」は極めて理想論的であるが、著者はこれを、新たな可能性に向かう道を開くために必要な「想像」であると主張している。そして、現在主流の和平案である二国家解決案に加え、一国家案(One-State Solution)、連邦制案(Federative Solution)について検討を加えている。

著者は、二国家解決案について極めて批判的な立場に立っており、一民族一国家の原則に従ったナショナリズムの思想そのものに対しても批判的である。1948年の第一次中東戦争において、多くのパレスチナ人が難民化したナクバ(大災害)や1967年の第三次中東戦争に伴う占領政策などを生み出した元凶は、強烈なナショナリズムの高まりと厳格な一民族一国家の原則に従ったシオニズム運動であったという観点から、パレスチナ国家の建設は紛争の根本的解決には寄与しないと主張している。

次に一国家案については、ネーション(国民)とステイト(国家)を分離させ、二民族一国家(バイナショナル・ステイト)を建設するという案について言及している。著者は、一国家案はイスラエルの政策決定者の立場から見れば、人口動態や安全保障、国家戦略の面から到底受け入れられない解決案であるが、市民レベルでは一国家案に対する問題は消滅しつつあるとしている。

そして著者は、「二国家解決案と一国家案の双方の差異を最小化すれば、おのずと連邦制が第三

の道として導かれる」(p. 265)と述べ、連邦制案を論じている。著者は、ユダヤ・アラブ双方の民族集団が、互いの立場は異なりながらも共通の歴史を歩んできたという点を強調し、両者の共存は十分に可能であるとしている。しかし、ここでは連邦制案について詳細な制度的議論などに立ち入るわけではなく、市民的価値観の醸成やバイナショナリズムに則った解決案に賛成するという形で締めくくられている。

以上のように、本書は、イスラエル政府と被占領地を統治する占領政府の二つの政府が一つの単位となっている現状を一国家状態(One-State Condition)として分析しており、被占領地に対するイスラエルの政策を「対岸の火事」であるかのように捉えるイスラエル市民に警笛を発している。さらに、第八章に明確に示されているように、著者は、占領政府イスラエルの社会の一員であるという自らの立場に対する自省的な視点を強く保持している。そのような意味で、本書は著者と同じようにイスラエル社会に生きながら、占領政府とイスラエル政府を分離した形で捉える多くのイスラエル人に対する啓蒙の書ともなっている。またパレスチナ／イスラエル紛争における研究の中には、現状分析に終始した記述や詳細な事象を羅列しただけのような研究も多く見られる中で、本書は、政治学的な視点を積極的に援用した分析が行われ、イスラエル政府による占領政策を分析する研究として極めて重要な視座を提供している。

とはいえ、本書には、パレスチナ／イスラエル紛争の構造的理解や分析について批判すべき点も存在する。本書は、イスラエルの占領政策の歴史や構造を鋭く分析する一方で、パレスチナ人による政治運動の動態やパレスチナ人の動向について十分にフォローできていない。それが最も顕著に表れていたのは、終章の和平案についての議論である。著者は、歴史的パレスチナにおいて、平等な市民権を有した人々が一つの国家に生活するというバイナショナル・ステイト(一国家案)を支持し、一族一国家の原則に沿ったナショナリズムによる国民国家の創設(二国家解決案)については極めて批判的である。その主張は大きな理論的な意義を持っているが、現実問題としては、1979年のエジプト・イスラエル和平条約を皮切りに、オスロ合意後のいわゆる「オスロ・プロセス」やアメリカ・ロシア・国際連合・EUのカルテットによる「ロードマップ(行程表)」などの形で続けられてきた和平交渉においても、イスラエル人とパレスチナ人との信頼構築は現在も難航しており、暴力の連鎖は現在も断続的に続いている。そのような状況下では、一国家案に基づく二民族共存がどれほど魅力的にうつったとしても、それはやはり机上の空論の枠を出ることはできない。加えて、依然としてパレスチナ国家の独立を目指すナショナリズム運動が勢力を保持しているということも、捨象できない事実であろう。本書では、このようなパレスチナ人の政治運動にはほとんど言及されなかったが、イスラエル政府と占領政府を一つの「イスラエル体制」として考察しようとする著者の立場を考慮に入れば、なおのこと、パレスチナ人の動態をフォローしておく必要があった。このような側面は、本書に限らず、一国家案を支持する論者の多くに見られる問題点であり、パレスチナ／イスラエル紛争の解決困難性を物語る課題であるとも言える。

パレスチナ人のアイデンティティや教育について西岸地区をフィールドに研究している評者にとっては、祖国回復の希望を持って教育の中で語られるパレスチナと本書が明らかにしている現実との差は、極めて大きいものに見える。そのような現実の中で、評者はむしろ強烈なパレスチナ人意識を持つ人々がどのように今後のアイデンティティ形成を進め、次世代に対する教育実践を続けていくのかについて強い関心を覚えている。

パレスチナ問題の公正な解決を求めている人々にも、より現実的で実証的な考察をすすめている

読者にも、現状に対する的確な認識を向上させるために本書を勧めたい。

(山本 健介 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科)

**Habib Ahmed. 2011. *Product Development in Islamic Banks*. Edinburgh. Edinburgh University Press. xi+260pp.**

2000年代以降急速に成長しているイスラーム金融を対象とした研究は、大きく3つの潮流に分類される。第1に、金融手法のポートフォリオの望ましいあり方を論じるような理論ベースの研究、第2に、顧客アンケート調査のような実証的な研究、第3に、近代資本主義に対するイスラーム金融のイデオロギー的側面に着目するような思想的な研究である。英国ダラム大学にて長年イスラーム金融研究を牽引してきたロドニー・ウィルソン氏編集によるエディンバラ・イスラーム金融ガイドシリーズ (*Edinburgh Guides to Islamic Finance*, 9巻まで刊行済)の第一弾として刊行された本書では、イスラーム金融商品が、なぜその理念的側面を満たすことができないのかという近年活発に展開されている議論について、イスラーム銀行における金融商品の開発という側面に着目し、それを理論と実証を横断する形で分析が行われている。

本書の著者であるハビブ・アフメドは、バングラディシュのチッタゴン大学で修士号、アメリカ合衆国のコネティカット大学で博士号を取得したのち、イスラーム研究教育インスティテュート (*Islamic Research and Training Institute, IRTI*)、サウディアラビアのNCB (*National Commercial Bank*)において、イスラーム金融の実務に携わった経験を持っている。その後、現在は、ダラム大学大学院国際関係学研究科 (*School of Government and Institutional Affairs*)のシャルジャ冠講座 (イスラーム法と金融)の教授に就任している。著者は、NCB在籍時に多くのイスラーム銀行家と接触した経験から本書のアイデアを得るに至ったという。本書は、以下の全8章の構成となっている。

- 第1章 序論
- 第2章 イスラームにおける法と金融：その概念と原則
- 第3章 イスラーム銀行：制度的環境、組織の設計、金融商品の性質
- 第4章 イスラーム金融商品の革新と開発：その戦略と組織構造、開発プロセス
- 第5章 イスラーム銀行における商品開発の実践
- 第6章 イスラーム金融商品：カテゴリーと争点
- 第7章 シャリーア・ベースのイスラーム金融：その可能性
- 第8章 結論

序論では、本書全体の概要について述べられている。ここでは、銀行を含めた企業全体にとって、提供する商品・サービスの評価が重要であるという点に触れ、イスラーム金融商品は、利潤の追求だけでなく、イスラームの理念に適っているかどうかとも評価を受ける点が独特であると述べている。その上で、イスラーム銀行が、どのような金融商品を開発・提供してきたのかについて、本書で明らかにしていくとしている。著者は、「商品とは、何の脈絡や背景を持たずに出現するものではない。」(本書6頁)との表現を用いながら、銀行は、個人・企業・国家の変化し続ける需要を